

指定就労選択支援事業所 管理者様
指定就労移行支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 支 援 課 長

支援学校高等部等卒業（予定）者における
就労選択支援の利用に向けた取扱い等について

平素は、本市障がい福祉行政にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

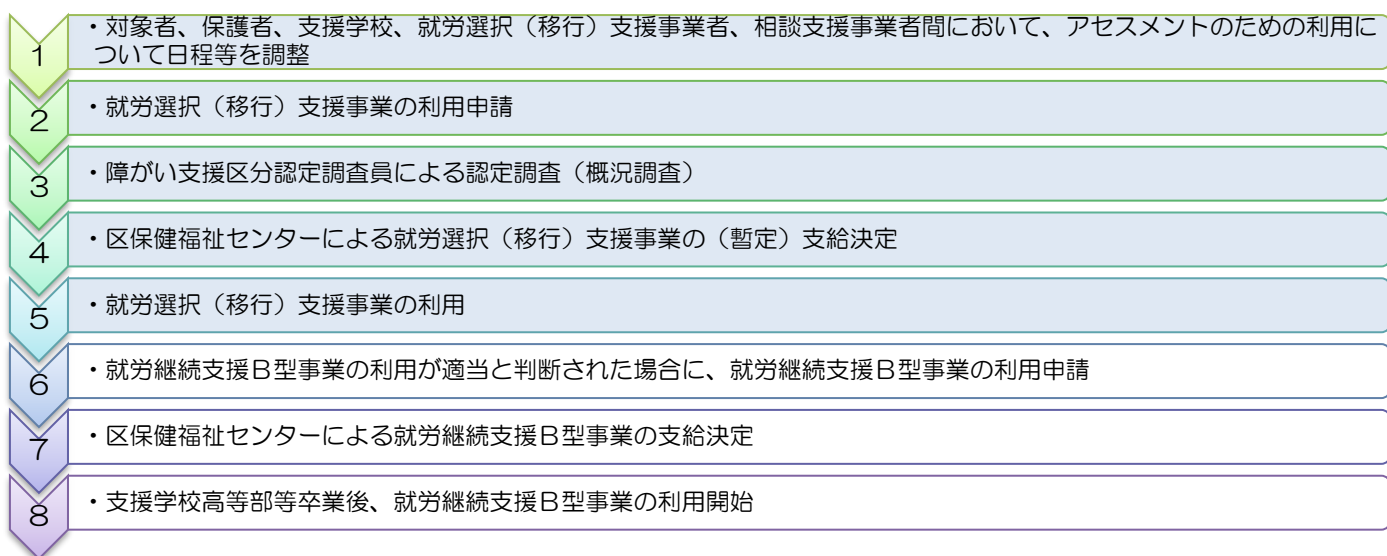
標題について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たな障がい福祉サービスとして、令和 7 年 10 月から就労選択支援が開始されます。

支援学校高等部等卒業（予定）者が卒業後すぐに就労継続支援 B 型事業の利用を希望する場合（他の進路に就労継続支援 B 型も含めて検討している場合も含む）、最も適した進路への円滑な移行を図るため、原則、支援学校高等部等在学中に就労選択支援事業所（やむを得ず就労選択支援が利用できない場合は、就労移行支援事業所等）においてアセスメントを受けることとなります。

つきましては、卒業後すぐに就労継続支援 B 型事業の利用を希望する支援学校高等部等卒業（予定）者や支援学校等から利用相談があった場合には、次のとおりご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 就労継続支援 B 型事業の利用までの流れ



2 就労選択支援事業の利用が困難な場合における取扱いについて

本取扱いにおいて、原則就労選択支援事業にてアセスメントを受けていただくこととしています。が、近隣に就労選択支援事業者がない場合や利用可能な就労選択支援事業者数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認めることとしています。

〔参考〕

・待機期間について

就労選択支援の支給決定期間は、原則1か月（最大2か月）のため、1か月程度の待機期間が生じる可能性があり、それを超える待機期間が生じる場合には、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを受けることも可能です。ただし、3年次に就労選択支援の利用を希望する支援学校高等部等卒業（予定）者であり、卒業後の進路選択に支障があると認められる場合は、見込まれる待機期間が1か月に満たない場合でも、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認めます。

3 アセスメント実施期間

- ・就労選択支援の支給決定期間については、原則1か月ですが、支援学校高等部等卒業（予定）者のみの特例として事業所の開所日のうち連続する5日間程度の短期間での実施も可能とします。
- ・支援学校高等部等卒業（予定）者の就労アセスメントを目的とした就労移行支援事業の標準利用期間（以下、「暫定支給決定期間」という）は、原則として事業所の開所日のうち連続する5日間程度とします。
- ・利用希望者は、夏休み等の休暇期間を活用することが多いと想定されますので、具体的な利用日程については事前に調整をお願いします。

4 アセスメント実施における留意事項

- ・支援学校等における就労選択支援の取扱いについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、次の通知及びマニュアル等が示されておりますので、参考にご活用下さい。

・支援学校等における就労選択支援の取扱いについて

以下の大阪市ホームページにアクセスいただき、「その他通知等」からご確認ください。

【大阪市ホームページ】

[就労選択支援について](#)

トップページ＞産業・ビジネス＞障がい福祉サービス等＞お知らせ＞事業者の皆様へ＞
就労選択支援について

- ・支援学校等に在籍する生徒に対して、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、アセスメントは3年次のみならず、1・2年次に実施し、そのアセスメント結果をもって、卒業年次に就労継続支援B型の利用申請を行うことも可能です。また1・2・3年次に複数回アセスメントを実施することも可能ですので、利用相談があった場合にはお取り計らいのほどよろしくお願いします。
- ・また、障がい者就業・生活支援センターでは、就業及び日常生活に関する相談から就業定着までの支援を行っておりますので、必要に応じ連携を図ってください。

5 区保健福祉センターへの提出

- ・支給決定期間（就労移行支援事業所においては暫定支給決定期間）における利用終了後、区保健福祉センターあてアセスメント結果をご報告願います。

（１）提出書類

【就労選択支援事業所の場合】

- ・【別紙1-1】就労選択支援事業における評価結果報告書
- ・アセスメントシート

【就労移行支援事業所の場合】

- ・【別紙1-2】暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書
- ・アセスメントシート
- ・個別支援計画
- ・個別支援計画に基づく支援実績及び評価結果

（２）提出先

- ・利用者が支給決定を受けている区保健福祉センター

（３）提出期限

- ・アセスメント終了後速やかに

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課（就労系サービス担当）電話：06-6208-8015